

公益社団法人北海道社会福祉士会定款

2012 年 5 月 26 日総会議決
2014 年 3 月 22 日一部改正
2015 年 6 月 6 日一部改正
2018 年 6 月 23 日一部改正
2019 年 6 月 22 日一部改正
2020 年 6 月 27 日一部改正
2021 年 6 月 26 日一部改正
2023 年 6 月 24 日一部改正
2025 年 3 月 22 日一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人北海道社会福祉士会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活及び権利の擁護、北海道内における社会福祉に関する知識及び技術の普及及び啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員の技能の研鑽等に関する事業を行い、地域福祉サービスの推進と発展を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする住民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及及び啓発に関する事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (5) 相談援助従事者の養成及びその技術の研鑽に関する事業

- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受け、かつ、北海道内に住所又は勤務先を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、理事会において別に定める入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人が経常的に必要とする費用に充てるため、会員は、総会において別に定めるところにより、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の手続きを行うものとする。

3 前2項にかかわらず、苦情を申立てられた者は、倫理委員会、理事会、総会等でその処分の審査及び審議が終わるまでは任意に退会することができない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員（第3号及び第4号に掲げる場合にあっては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 社会福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。
- (4) 社会福祉士法第33条の規定により、登録を消除されたとき。
- (5) 第7条に定める会費を2年以上納入しなかったとき。
- (6) すべての会員が同意したとき。

2 会員が前2条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条の場合において、既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた

事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日々の1週間前（第19条第1項に規定する書面による議決権の行使をすることができる場合にあっては、2週間前）までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

4 総会参考資料等の内容である情報については、電子提供措置を行うものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 長期の借入れ

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合

計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、総会における議決権の行使をすることができる。

2 前項の代理人は、正会員でなければならない。

3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該総会の議長のほか、当該総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 17人以上21人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長、3人を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、連続して4期を超えて同一の役職に選任することはできない。ただし、特別の事情がある場合、1期に限り引き続き同一の役職に選任することができるものとする。

3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他、特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に親密な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えては

ならない。監事についても同様とする。

6 各理事について、各監事と特別利害関係を有するものではあってならない。

7 理事のうち1人以上が、この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者、その他これに準ずる者とする。

8 監事のうち1人以上が、その就任の前10年間この法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者、その他これに準ずる者とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐する。

4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団及び一般財団法人法第111条第1項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 3 2 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 3 3 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 4 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 3 5 条 この法人に、次の任意機関を置くことができる。

(1) 顧 問 3 人以内

(2) 相談役 2 人以内

2 顧問は学識経験者（正会員を除く。）の中から、相談役はこの法人の理事又は監事となつたことがある者の中から、総会の決議によって任期を定めて選任する。

3 顧問は、会長の求めに応じて、専門的な事項に関して助言を行う。

4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第 8 章 支部

(設置等)

第 3 6 条 1 又は 2 以上の区域（北海道が設置する総合振興局又は振興局の区域をいう。以下本条において同じ。）ごとに、この法人の支部を置く。

2 支部が置かれた区域に住所を有する正会員は、当該支部に属する。

3 支部ごとに、当該支部に属する正会員をもって構成する支部全体会を置く。

- 4 総会において別に定めるところにより、支部ごとに支部長その他の支部役員を置く。
- 5 支部役員の選任及び解任は、当該支部の支部全体会の決議によって行う。
- 6 支部役員は、理事会において別に定めるところにより、当該支部が置かれた区域における業務の執行について、会長を補佐する。
- 7 前6項に規定する事項のほか、支部の組織及び運営については、総会において別に定めるところによる。

第9章 資産及び会計

(財産の管理)

第37条 この法人の財産の管理については、理事会において別に定めるところによる。

(長期の借入れ)

第38条 この法人が資金の借入れ（当該事業年度において償還するものを除く。）をするには、総会の決議によらなければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13章 雑則

(雑則)

第49条 法令又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は柏 浩文とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益

法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(施行年月日 2013 年 4 月 1 日)

附 則

- 1 この改正定款は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、2015 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、2018 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、2019 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、2020 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この改正定款は、2021 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この改正定款は、2023 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、2025 年 3 月 22 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 1 号及び第 22 条第 4 項から第 8 項までの規定については、2025 年 6 月 28 日から適用する。